

舞鶴市入札監視委員会(平成29年度第2回) 議事概要

開催日時及び場所	平成30年2月6日(火) 午後1時30分～3時40分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室	
出席委員氏名	たか はし ゆき お 高橋 行 雄 (弁護士) 委員長 たまだ かず や 玉田 和 也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) かみ こあき お 上子 秋 生 (学校法人立命館大学教授)	
議 事 概 要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会あいさつ (堤副市長)</li> <li>2 委員長あいさつ</li> <li>3 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告 平成29年度上半期の入札状況等について事務局より報告</li> <li>(2) 平成29年度上半期の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明</li> <li>(3) 入札契約手続きの改善について</li> </ol> </li> <li>4 その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の抽出委員に上子委員を選出した。</li> <li>・次回の開催は平成30年7月又は8月を予定する。</li> </ul> </li> <li>5 閉会あいさつ (阿部総務部長)</li> </ol>	
審 議 対 象 期 間	平成29年4月1日～平成29年9月30日	
抽 出 案 件	総件数 5件	(備考)
一 般 競 争 入 札	3件	入札対象件数 95件
指 名 競 争 入 札	2件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	<p>議事(1)関係 特になし</p> <p>議事(2)関係 不自然な入札結果の対策として、いろいろなことを検討していただきたい。 契約の変更に関して、実際の状況に応じた対応が必要な場合についても、ルールと権限が明確な手続とすることが大切である。</p> <p>議事(3)関係 最低制限価格に関して示された検討内容については、是非進めていただきたい。</p>	

別紙

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
3年間のグラフからは、最低制限価格の予定価格に対する割合が上っていることが読み取れるが、何か基準が変わったということか。	平成28年と平成29年に最低制限価格の算定の基準となる国のモデルが改正されました。
建築一式工事などの最低制限価格は、土木一式工事や水道工事と比べて変わっていないように見えるが、それはどのような理由か。	国のモデル式の運用範囲が予定価格の70%から90%までとなっております。 営繕系の工事と土木系の工事との積算体系の違いにより、建築一式工事は平成28年度から運用範囲の上限付近となっていたためです。
平成26年度以降の落札率分布の状況は、段々と中央値に集約されてきている(以前よりも平均的な範囲から外れた落札が減少している)が、これはどのように考えればよいか。	個々の入札の辞退者の状況などにもよりますが、全体的に失格者の状況に大きな変化は見られないところで、結果として、最低制限価格の基準が上がったことにより、応札の幅が狭くなったことで、より収束傾向になったと思われる。

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出の趣旨
<p>以下のことに着目して業種の偏りなく抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失格者の割合が高く、結果的に最も高額の者が落札した案件</li> <li>・上半期の中で高額の場合</li> <li>・指名数が少なく、辞退や失格により、有効な入札価格が1者になった案件</li> <li>・設計変更の割合が高い案件</li> </ul>

① 松尾杉山登尾線道路改良工事

意見・質問	回答等
4月の発注であることから、入札参加者の受注意欲が高かったと推測する。本件は17者の内16者が最低制限価格を下回って失格している。もちろん他の入札全てが同じではないが、このような結果になることが適正とは思えず、何か対策が必要なのではないか。問題として提起する。	最低制限価格の基準が上がった直後の入札で、失格者の割合が高かったこともありますが、予てより本委員会においてご指摘いただいている不合理感等の改善に向けて、現在市内部で検討しているところです。
どのような方向性で改善しようとしているのか。	本日の議事(3)でも検討の概要を説明しますが、入札価格によって最低制限価格が変動する仕組みを検討しています。

<p>最低制限価格は不当なダンピングによる品質の低下を防ぐ面があるので、見極めが難しいところであるが、これまでの入札結果を見ると、運用面でなんとかできないものかと思う。</p> <p>ただ、やりすぎて低価格を助長するのも良くないので、適当なところに落ち着く仕組みを検討いただきたい。</p>	
<p>受注意欲の高低が入札価格に現れている場合もあると思うが、手持ちの工事が多いなど受注意欲がさほど高くないと思われる入札者が落札することはあるか。</p> <p>仮に、そのような場合は、現実的には他者をお願いしているのか。</p>	<p>他者よりも明らかに高い金額の場合は、受注意欲がそれほど高くないという見方もできますが、入札に参加される以上、受注意欲があって、落札した場合は適正に履行可能と考えています。</p> <p>受注意欲の高低に関係なく落札する場合もあると思いますが、その場合の他者との関係など現実的なところは分かりません。</p>
<p>殆どの者が似たような価格で、1者だけ少し高めめの価格となっている。</p> <p>業者の算定能力が高いといわれる状況において、この結果に何らかの意図が働いた可能性はないか、また予定価格は事前公表でなく事後公表が適しているのではないか、など考えることは多い。</p> <p>何らかの対策を行わないと、誰が見ても不自然な結果が今後も続くことになる。</p> <p>是非、いろいろなことを検討していただきたい。</p>	

## ② 舞鶴市総合文化会館外壁他改修工事

意見・質問	回答等
<p>適正な入札結果と考えられる。</p> <p>補修工事では足場を組んで近くで見ないと分からない部分もあると思うが、下地調整の塗材が1回塗りから2回塗りへの変更(12.3%)が必要になった理由を説明いただきたい。</p>	<p>既存塗膜等の除去を行い下地処理を行った訳ですが、設計段階では1回塗りで十分不陸の調整ができると見込んでいましたが、実際の施工で1回塗りではどうしても残ってしまうことから変更したものです。</p>
<p>変更の項目が示されているが、主に何が約1,300万円の増額に繋がったのか。</p>	<p>金額の割合が大きかったものは、下地調整材と欠損補修です。</p>
<p>変更契約の概要には、当初「0」から増えているものも見受けられるが、変更が無いように入札をかける前に調査すればよかったというものではないのか。</p>	<p>今回の変更で当初「0」から増えた部分、例えばタイル浮き補修については建物の一番高い部分にあるもので、調査設計段階では下からの見上げによる調査で行いまして、設計段階での把握が難しかったと考えております。</p>

この建物の上に登って確認することはできなかったのか。	施工段階で外壁を叩く打診調査を行うのですが、調査段階で詳細な打診調査をするには足場を組むことや高所作業車が必要になるなど、この規模の建物では調査設計に多額のコストが掛かることとなりますので、見上げによる調査に留めています。
今回の施工で今後何年くらい補修の必要がないと見込まれるのか。	建設から30数年が経過して今回の外壁の状況でしたので、同じく30年程度と見込んでいます。
この建物の施工は市内業者か市外業者か。市内業者はJVに入っていたのか。	市外業者による施工です。

### ③ 東浄化センター電気設備（その1）工事

意見・質問	回答等
<p>本設備は新しく設置するもので、既設設備の企業等の制約はないのか。</p> <p>また、耐用年数とそれに対する対価をどう考えているか</p>	<p>今回の工事は自家発電設備で、特殊な技術を要する工事でなく、既設のメーカーでないといけないというものではありません。</p> <p>耐用年数は15年です。現在の設備も耐用年数の1.7倍程度使用しましたので、新しい設備も適切な維持管理をして同じように使用していきたいと考えています。</p> <p>また、停電時に最低限の施設を賄う訳ですが、これだけの規模の施設が停電した場合、処理機能が大きく損なわれ、周辺環境への影響も多大なものとなることが考えられますので今回の工事を行ったものです。</p>
<p>停電に関連するものとして、この施設の耐震上の配慮はなされているか。</p> <p>準市内業者も含めた地元業者によるJVを要件としているが、上位等級単独の入札としなかった理由は何か。また、JVの要件として、異なる等級の組合せはよくあることか。</p>	<p>本施設にはいくつかの処理系統を整備してきましたが、その時々耐震基準に適合するようにしています。</p> <p>施設全体のプログラムが関連するような工事の場合は市外業者を含むJVとしていますが、本件はそのような工事ではありませんので、工事規模も考慮して地元業者の受注機会の確保も含め今回のJV要件としたものです。</p> <p>なお、同じ等級に該当する者が沢山いる場合は、同一等級のJVとしていますが、そうでない場合は異なる等級の組合せを要件とすることがあります。</p>
<p>本件のようなガスタービン発電装置の製造メーカーは国内で何社くらいあるのか。</p> <p>汎用性の高いものと思うが、価格はどれくらいするものか。</p> <p>市内業者は具体的にどのようなことをするのか。</p> <p>発電機のみ入札でなく、設置まで含む工事内容という理解でよいか。</p>	<p>具体的に何社あるかは把握していませんが、日本内燃力発電設備協会の認証製品を指定しています。</p> <p>経済調査会に物価調査を依頼したところ、本体で約1億円でした。</p> <p>工事の内容は設置までを含むもので、市内業者は、主には設置、配管、配線等を行っています。</p>

④ 吉原第1汚水中継ポンプ場整備工事

意見・質問	回答等
本件は、指名業者が4者で、辞退が2者という結果であるが、発注時期も入札が期待できそうな時期でもあり、入札にあたって、もう少し指名業者の選定枠を広げるようなことはできなかったのか。	金額規模に応じた等級等を定めた発注標準におきまして、本工種の場合は3,000万円を超えるものをA等級としておりますので、今回の指名としたものです。
通常の更新工事はもう少し金額規模が小さく、今回のような規模は舞鶴市内でも珍しいのか。	更新工事は年間2～3件ほど行っています。他のエリアですと数件から数十件のポンプエリアですが、今回更新したポンプの対象エリアは大変広く、このような規模のポンプ場の更新は初めてになります。
入札の辞退はいつ頃されるのか	電子入札で行っていますので、辞退は入札締切までいつでも可能になっています。
指名数の基準はどのようなものか。 また、参加者が1者となった場合は有効として取り扱うのか。	一応5者以上を基本としていますが、該当者が少ない場合は仕方ないところもあります。参加者1者の取扱いは指名競争と一般競争で異なり、指名の場合は中止します。
本件は指名が4者と少ない上に2者辞退という情けない結果と思う。 もっと問口を広げたり、機械器具というジャンル以外に広げたりできないのか。	稀な規模の工事ですが、公表している基準に則ったものです。 建設業は29種別の中で、本件は典型的な機械器具設置工事になります。

⑤ 大波下配水管布設替工事

意見・質問	回答等
設計変更の割合が大きいが、数量的にはさほど変わっていない。変更の主な要因は何か。	主には、既存の管の上にあるNTTのケーブルを避けるため新たに布設するものについて、法線を変更する必要がありました。 そのため、全体の数量として大きな変更はありませんが、曲管など割高の管を使う必要が生じ、全体数量がそれほど多くない中、変更額の割合が多くなったものです。
電子入札での同額のくじはどのように行うのか。	電子入札のくじ引きの仕組みは、任意の整数（入札者が入札時に登録した3桁の数字にシステムが自動的に乱数を加えた数）を整数（くじの対象者の数）で割った時の整数の余りを利用したもので、くじ対象者の入札順に0から付した数字と割った結果の余りが一致した者に決定します。
変更契約はいつ頃行われたのか。	当初契約は6月、1回目の変更を10月、2回目の変更を11月近くに行っています。

<p>工期の終わり近くと思われるが、契約変更は終わってから行うのが慣例になっているのか。</p>	<p>金額変更を伴うものは打合せ簿を取り交わしています。 それを総括監督員、契約担当職員である課長等が判断し、契約変更を前提に工事を進めています。</p>
<p>変更を前提として取り交わしていくことについて、公式には意思決定は誰が行うことになっているのか。打合せ簿は市役所内での決裁を経ているということか。</p>	<p>金額に応じた決裁権者の判断も必要になりますので、相談しながら行っております。</p>
<p>契約部門としては、実際に終了後になることについては仕方ないと考えられるか。</p>	<p>契約課は当初契約の部分を行っているので、変更の内容を把握できておりませんが、現場での指示もあると思いますので、それを踏まえてある時期で変更がなされているものと認識しています。</p>
<p>変更の比率や金額なども考慮要因と考えられる。 実際には合意を取っていると思うが、本件の変更割合は大きい。国土交通省の場合は、細かな取り決めがあると聞く。舞鶴市ももう少し厳格な手続きを取ってもいいと思うかがか。</p>	<p>金額に応じた考えも持っており、それぞれ判断し、進めているところです。</p>
<p>変更については、内部的に規制があると思うかがか。</p>	<p>一般的に当初の競争性を無意味にしないために30%の範囲内という基準があります。これは別発注にするかどうかの目安となるもので、実際の運用にあたっては工事の状況に応じた対応がなされているところです。</p>
<p>変更が30%を超える場合、関係部局が自ら対応を判断するのか。</p>	<p>本件は2回の変更を行いましたがいずれも進捗を図るためのものでなく、特定の区間で材料を変えざるを得なくなったもので、別発注としづらかったものです。</p>
<p>着工するまでNTTケーブルの正確な位置が分からなかったとか、そもそも水道管の真上にあることも不思議に思うのだが、道路に埋設する際は、それぞれどのような取り決めがあるのか。</p>	<p>当該区間の水道管は戦後間もなく布設され、NTTケーブルは昭和後半の布設だと聞いています。 発注にあたり、既存の資料や平成11年頃行った当該前後区間の工事資料から推測するなど、可能な限り調べております。 占用位置については管理者の考えによるものとおもっています。</p>
<p>ガスも電気も同様で、これらをデータ化していこうという流れがある。</p>	
<p>変更手続きのルール等を定めたガイドラインはあるか。</p>	<p>国・府に準じた内容の工事請負における設計変更ガイドラインを策定しています。</p>

<p>変更の判断を誰がするとかの運用ルールが明確でないように思われる。 ガイドラインの存在が内部で十分認識されていないのではないか。</p>	<p>本工事では、施工中の工事と分離して発注することが著しく困難と判断したところであり ます。 部内での報告も行われて、時期的なこともあり2回とも指示書で対応しましたが、結果として30%を超えましたことについては、決裁権者による手続とするのが妥当であったと考えています。</p>
<p>今回の変更内容が30%を超えたことに問題があるという主旨ではない。 変更手続きにおける実際の意思決定が不明瞭な印象を受けるので、意思決定の基準を明確にしておくべきで、ガイドラインにその辺りの事も明記しておく必要もあると思われる。</p>	<p>契約の変更は、工事請負契約約款に基づき行うこととなります。 設計変更に係るガイドラインは平成29年4月に策定したもので、設計変更ができる条件として現場の条件が異なる場合など様々なことを一定整理して、適正な契約となるようにしているところ です。</p>
<p>ガイドラインで定めたものを超える場合を自分達の論理でうやむやにしていたのでは、ガイドラインを作った意味がないと思うのがか。</p>	<p>変更に関しましては、過去の委員会でも取り上げられたこともありまして、その後ガイドラインを整理したのですが、ご指摘のとおり周知が十分でない部分もあります。 契約の変更における意思決定については、原契約の決裁権者による決定が基本となりますので、事務手続き等再度確認してまいりたいと考えております。</p>
<p>変更を否定するものではない。 30%を超えるか否かは変更を複数回行った場合でも、当初の契約金額から比較すべきである。 元の契約と同じレベルでの意思決定がされていることが必要であって、変更契約を前提に仕事をさせることはいささか問題があると思われる。部内の報告もされているということとで実質的な問題はなかったと思われるが、手続きを明確にしておくことが大切である。</p>	
<p>実際の状況に応じた変更が必要になる場合についても適正な手続となって、また仕事が行いやすくなるよう、ルールと権限を明確にしておくことが大切と考える。</p>	
	<p>今回の場合は見直す点もあったと考えており、今後市全体で統一した運用となるようにしていきたい。</p>

「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善について」関係

意見・質問	回答等
一部不合理感のある入札結果と平均的な入札結果の割合はどのような状況か。	不合理感の要因となる失格者の割合は、グラフ資料に示したとおりですが、何割以上の者が失格している場合など、どこに基準を置くかということになります。
特異な入札結果を抽出案件として取り上げているが、それがどれくらい占めるのかによって改善の必要があると思うが、担当者としてどのように思うか。	落札率の分布は、徐々に収束傾向にありますが、失格者の割合は同じ傾向を示しています。本委員会での指摘も踏まえまして、一定割合以上が失格した場合の対応が妥当と考えています。
新しいルールを導入しても、おそらく平均的な結果は変わらず、突出した部分のみに変化があると思うので、最低制限価格の改善の取り組みに躊躇する必要はないと思う。 このように具体的に取り組むことは大切である。	
システムを考えて、例えば今年の入札結果を用いた比較など委員に示してから適用するのもいいと思う。	
最低制限には労働者の保護等の観点も含まれていると思うので、その辺りも考慮した方向も必要と考えられる。	
一番良くないのは何もしないことである。 考慮すべき要素は多くあると思うが、智慧を絞って是非具体的に組み立てる方法を考えてほしい。また、その際は委員の意見にもあるとおり、シミュレーションの結果を踏まえて進めていただきたい。	

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
本日晒された検討内容については是非進めていただきたい。	